

第6節 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物等の用に供する開発行為  
〔法第34条第8号〕

法第34条第8号

政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

令第29条の6

法第34条第8号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の政令で定める危険物は、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類とする。

- 2 法第34条第8号の政令で定める建築物又は第一種特定工作物は、火薬類取締法第12条第1項の火薬庫である建築物又は第一種特定工作物とする。

〔審査基準 1〕

開発許可制度運用指針

I-6 法第34条関係(第14号以外)

I-6-6 第8号関係

〔審査基準 2〕

危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物は、その態様からして、市街化調整区域内に立地することを否定すべきものとはいえない。